

倫理つれづれ (4)

「規定」と「規程」

今回の内容は、前号で予告した「規定」と「規程」の違いについてです。この2つの違いに、なぜこだわるのか不思議に思われる方も多いかもしれませんが、私は、日本原子力学会の倫理キティは、「規定」ではなく「規程」であってしかるべきと思っています。そこで、この「キティ」の語句について、一度コラムで取り上げることとしました。

そもそも、倫理に関する基本的な立場や要点を記したものの(以下、それらをまとめて「倫理綱領」とします)は、どのような名前が付けられているのでしょうか。調べてみると、日本の工学系学会の場合、4万人近い会員数をもつ機械学会とそれに次ぐ会員数をもつ土木学会は「倫理規定」、電気・情報系の学会は「〇〇学会倫理綱領」、化学工学会と日本原子力学会は「倫理規程」、そのほかに日本建築学会の「倫理綱領・行動規範」などとなっています。企業をはじめその他の組織のものには「要綱」、「憲章」といったものもありました。ただし、倫理綱領の名前について、それぞれの組織が、どこまで深く吟味したのかはわかりません。私の想像では、名前に関する特段の議論はしないままに、倫理綱領を制定する際に他の組織の倫理綱領をそのまま参考または引用した例が多いのが実状ではないかと思います。

しかし、日本原子力学会は、倫理「規定」制定委員会が倫理「規程」を制定しました。ここには明らかに「意思」が感じられます。残念ながら、私は当時の倫理「規定」制定委員会のメンバーではなかったで、倫理「規程」としたことについて、実際にどのような議論が行われたかは知り得ませんが、その「意思」をたどりたく、それぞれの語句を調べてみました。



【規定】

- (1) 物事のありさまややり方がある形に定めること。また、その定め。
- (2), (3), (4)略。

【規程】

- (1) 特定の目的のために定められた一連の条項の全体をひとまとまりとして呼ぶ語。国会の両院協議会に関する規程など。
- (2) 略。

三省堂「大辞林第二版」

いかがでしょう。「そうか、だから“規程”なのだ!」と思っていただけの方は、きっと倫理規程の行動の手引の前文を、熟読なさったことがあるのではないかと思います。

行動の手引の前文には、当学会が倫理規程をどのようなものと位置づけているのかが、丁寧に書かれています。たとえば、「専門活動における心構えと言行の規範について書き示し」、「これを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとする」、「条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行する」、「個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容される」。つまり、日本原子力学会は、倫理規程をきっかけとして、会員のみなさんに自らの行動について考えてもらいたい。そのためのツールとして倫理規程を捉えており、「物事のありさまややり方がある形に定める(=規定)」とは考えていないのです。

会員の方と倫理規程について意見交換をしてみると、倫理規程が、がちがちに「こうしなさい」と言っているものだと思われる方が、少なくありません。なぜ「規程」なのかを通し、倫理規程について抱いていたイメージが変わった!という方が、より多くいらっしゃればと願っています。

(倫理委員会・大場恭子)